

朝霞地区 4 市共用火葬場設置基本構想（素案）

修正後	修正前
【24頁】 6.2 整備にあたっての法的条件の整理 火葬場の計画・設計に関して、留意すべき主な関連法規の抜粋は、<u>次のとおり</u>である。 【25頁】 6.2.1 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号） （1）都市計画決定 法第 11 条第 1 項第 7 号に、都市計画に火葬場を定めることができる」と規定され、<u>同条第 2 項</u>に、都市計画に火葬場を定める場合は、「<u>都市施設の種類、名称、位置、区域及び面積を定めるもの</u>」と規定されている。新たに位置、区域及び面積を定めて火葬場を整備するためには、都市計画決定が必要である。	【24頁】 6.2 整備にあたっての法的条件の整理 火葬場の計画・設計に関して、留意すべき主な関連法規の抜粋は、<u>以下のとおり</u>である。 【25頁】 6.2.1 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号） （2）都市計画決定 法第 11 条第 1 項第 7 号に、都市計画に火葬場を定めることができる」と規定され、<u>同第 2 項</u>に、「<u>都市計画に火葬場を定める場合は、都市施設の種類、名称、位置、区域及び面積を定めるもの</u>」と規定されている。新たに位置、区域及び面積を定めて火葬場を整備するためには、都市計画決定が必要である。

(2) 開発行為の許可 法第 29 条第 1 項に都市計画区域において開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要と定められているが、<u>同条同項第 3 号</u>に「公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為」については、この限りでないと規定されており、火葬場は公益上必要な建築物と政令で定められているため開発許可の対象外となるが、式場を整備する場合は、開発許可の対象となる場合がある。 6.2.2 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号） 火葬場は法第 2 条第 2 号で特殊建築物と定められており、法第 51 条<u>（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）</u>の中で、都市計画において位置を決定していなければ、新築し又は増築をしてはならないとされている。前述した都市計画決定手続きを行うことで、新築や増築を行うことが可能である。	(2) 開発行為の許可 法第 29 条第 1 項に都市計画区域において開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要と定められているが、<u>同第 3 項</u>に「公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為については、この限りでないと規定されており、火葬場は公益上必要な建築物と政令で定められているため開発許可の対象外となるが、式場を整備する場合は、開発許可の対象となる場合がある。 6.2.2 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号） 火葬場は法第 2 条 2 項で特殊建築物と定められており、法第 51 条<u>の「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」</u>の中で、都市計画において位置を決定していなければ、新築し又は増築をしてはならないとされている。前述した都市計画決定手続きを行うことで、新築や増築を行うことが可能である。
---	---